

サービス管理責任者の要件となる実務経験(2019年4月時点)

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

① 次に示す(一)及び(二)の期間が通算して5年以上であること

② (三)の期間が通算して8年以上であること

③ (一)から(三)までの期間が通算して3年以上かつ(四)の期間が通算して3年以上であること

※従事する事業が以下に準ずるものである場合を含む。

(一) 相談 支援 業務	次のa～fに従事する者が、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間		(二) と 通 算 し て 5 年 以 上
	a	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
	b	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
	c	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	d	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	e	特別支援学校	
	f	病院、診療所(ただし、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、(四)に掲げる資格を有する者並びに(一)のa～eに掲げる従業者の期間が1年以上の者に限る。)	
(二) 直接 支援 業務 (資格あり)	次のa～eに従事する者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間		(一) と 通 算 し て 5 年 以 上
	a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床	
	b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
	c	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	d	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所	
	e	特別支援学校	
(三) 直接 支援 業務 (資格なし)	(二)のa～eに勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間		通 算 8 年 以 上
(四) 国家 資格 者	(一)から(三)までの期間が3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		通 算 3 年 以 上

(注)
1. ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)

2. 国家資格等による業務に5年(現在は3年)以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は8年(現在は6年)以上の実務経験ではなく、5年(現在は3年)以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)

※ 国家資格の従事経験者も、原則、実務経験証明書が必要です。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験(2019年4月時点)

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

① イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること

② ニの期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること

③ イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上、かつ、ヘの期間が通算して5年以上であること

※従事する事業が以下に準ずるものである場合を含む。

イ 相談支援業務	次の(1)～(6)に従事する者が、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間	
	(1)	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業
	(2)	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター
	(3)	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター
	(4)	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
	(5)	学校(大学を除く)
	(6)	病院、診療所(ただし、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、へに掲げる資格を有する者並びにイ(1)～(5)の期間が1年以上の者に限る。)
ロ 資格あり 直接支援業務	次の(1)～(5)に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。))を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間	
	(1)	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。))
	(2)	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業
	(3)	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
	(4)	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所
	(5)	学校(大学を除く)
ハ 除外期間	イ及びロの従事者であって、イ(3)のうち、老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事期間と、ロ(1)(2)(4)のうち、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従事期間を合算した期間(準ずる場合を含む)	
ニ (資格なし) 支援業務	ロ(1)～(5)に勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	
ホ 除外期間	ニの従事者であって、ロ(1)(2)(4)のうち、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従事期間(準ずる場合を含む)	
ヘ 国家資格者	イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を除外した期間が3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	

(注)

- ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)
- 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)

※ 国家資格の従事経験者も、原則、実務経験証明書が必要です。